

令和 7 年度就学援助制度のお知らせ

能美市教育委員会

■就学援助制度とは

能美市内の小中学校に在籍する児童生徒の保護者の方で、経済的な理由により就学困難なお子様の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を助成する制度です。援助を希望される方は、このお知らせをお読みのうえ申請してください。

なお、昨年度認定されていた方で、引き続き援助を希望される方も、毎年度申請が必要です。

1. 援助を受けることができる方

対 象 者	提出書類	書類発行元
生活保護の停止又は廃止された方	保護停止・廃止通知書の写し	能美市福祉事務所
市町村民税が非課税の方	令和 7 年 1 月 1 日以降に転入された方は同居世帯全員分の令和 7 年度所得課税証明書 ・ R7.1.1 以前に能美市に住所がある方は添付は不要です	前住所地の市役所・役場
個人事業税、市民税、固定資産税、国民健康保険税のいずれかが減免された方	減免通知書の写し	県税事務所・市税務債権課・市保険年金課
国民年金保険料を全額または 4 分の 3 免除された方	国民年金保険料免除承認通知書の写し	日本年金機構（年金事務所）
児童扶養手当の受給者	児童扶養手当証書	市子育て支援課

上記の要件に該当以外であっても経済的にお困りの方

対 象 者	提出書類	書類発行元
所得等による教育委員会の算定（前年中の世帯全員の所得額が教育委員会の定める基準額を下回る方）	令和 7 年 1 月 1 日以降に転入された方は同居世帯全員分の令和 7 年度所得課税証明書 ・ R7.1.1 以前に能美市に住所がある方は添付は不要です	前住所地の市役所・役場

●注意事項●

- ・令和 6 年分の所得の申告がまだの人は、所得の申請を済ませてください。未申告の場合は審査できない場合があります。
- ・世帯分離し、別世帯となっても同居している場合や単身赴任の場合などは、収入等を同一世帯として審査しますので、それぞれの世帯の方の所得・課税証明書等が必要となります。

●所得基準（参考）

家族構成(例)	3人 (父・母・子1人)	4人 (父・母・子2人)	5人 (父・母・祖父(祖母)・子2人)
世帯の総所得額(目安)	250万円程度	320万円程度	370万円程度
世帯の総収入額(目安)	370万円程度	470万円程度	530万円程度

※これらの金額は目安です。世帯員の年齢や構成等によって異なります。

2. 援助の内容

援助項目	内 容
学用品費等	定額
新入学用品費	定額 ・ 4月認定のみ ※入学前支給を受給された方は対象外
校外活動費	宿泊を伴わない校外活動に参加 ・ 実施月に認定されている方
修学旅行費	実費（上限額あり） ・ 実施月に認定されている方
日本スポーツ振興センター掛金	実費 ・ 4月認定のみ
卒業アルバム代	実費（上限額あり）

※生活保護を受けている方は、修学旅行費・日本スポーツ振興センター掛金・卒業アルバム代のみ支給

3. 提出書類

(1) 就学援助費受給申請書（お子様ごとに申請が必要です）

(2) 対象とわかる証明書類

所得・課税証明書を添付する場合は4月の時点では発行されませんので、就学援助費受給申請書を4月中に学校へ提出し、6月中に所得・課税証明書を提出してください。

(3) 振込希望口座がわかる通帳やキャッシュカードの写し（新規・口座変更のみ）

(1) の申請書を希望される方は学級担任まで申し出ください。

能美市ホームページからもダウンロードできます。☛検索「能美市就学援助」

4. 提出先

お子様が在籍する小中学校に提出してください。

申請書ダウンロード
はこちらから



5. 提出期限

提出期限 令和7年4月30日（水）

※年度途中でも随時申請はできますが、認定されても申請の翌月から援助の対象です。

6. 審査結果

令和7年7月下旬に支給の可否の結果を、ご自宅へ郵送します。

—お問い合わせ—

能美市教育委員会 教育総務課

TEL 0761-58-2270 FAX 0761-55-8530